

平成23年3月31日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

人事委員会規則

○人事委員会規則7-0（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則	1
○人事委員会規則7-2（給料の調整額）の一部を改正する規則	1
○人事委員会規則7-3（管理職手当）の一部を改正する規則	2
○人事委員会規則7-8（宿日直手当）の一部を改正する規則	3
○人事委員会規則7-33（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則	3
○人事委員会規則7-46（特殊勤務手当）の一部を改正する規則	3
○人事委員会規則7-62（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則	4
○人事委員会規則8-8（職員の育児休業等）	16
○人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲） の一部を改正する規則	17
○人事委員会規則12-0（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則	18

人事委員会細則

○人事委員会細則7-62-1（特勤勤務手当等の実施細則）	18
------------------------------	----

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一の表九級の項を次のように改める。

9 級	1 警察本部の部長の職務
	2 特に規模の大きい警察署の長の職務

別表第一の表三級の項第二号及び同表四級の項第二号中「次長又は」を削る。

別表第一の表六級の項及び七級の項を次のように改める。

6 級	食肉衛生検査所の所長の職務
7 級	家畜保健衛生所の所長の職務

附 則

この規則は平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一一（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一（給料の調整額）の一部を改正する規則

規則七一一（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一健康環境センターの項を削り、同表福祉相談センターの項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター	臨床心理技術者	1
------------	---------	---

別表第一児童相談所の項中「心理判定指導員」を「児童心理司」に改め、同表女性相談所の項の次に次のように加える。

健康環境センター	病理細菌検査又は理化学試験の業務に従事することを本務とする職員	一
----------	---------------------------------	---

別表第一食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

警察本部警務部警務課	心理学の知識を利用して犯罪被害者等の支援の業務に直接従事することを本務とする職員	一
------------	--	---

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七一二(管理職手当)の一部を改正する規則
規則七一二(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「県土整備技監」を削り、「政策監」を「政策監
財務審査員」に、「防災監」を「防災監
読書活動推進監」に改め、「農山村ビジネス推進監」及び「韓国交流推進監」を削り、同表知事部局地域振興局の項中「平鹿地域
振興局」を「仙北地域振興局」に、「出納室長」を「出納室長
普及指導主幹」に改め、同表知事部局福祉相談センターの項中
「所長」を「所長
専門監」に改め、同表知事部局健康環境センターの項中「上席主幹」を削り、同表知事部局農林水産技術
センターの項中「次長」を削り、同表知事部局家畜保健衛生所の項中「(中央家畜保健衛生所に限る。)」及び「所長
(中央家畜保健衛生所を除く。)」を削り、同表知事部局北海道事務所の項及び同表知事部局総合食品研究センターの
項を削り、同表知事部局産業技術総合研究センターの項中「産業技術総合研究センター」を「産業技術センター」に改
め、「高度技術研究所長」を削り、「工業技術センター所長」を「副所長」に改め、「工業技術センター次長」及び
「高度技術研究所次長」を削り、同表知事部局企業立地事務所の項の次に次のように加える。

総合食品研究センター	所長	二種
	食品加工研究所長 醸造試験場長 室長 主席研究員	二種

別表第一教育委員会教育庁本庁の項中「給与・旅費センター長」を削り、同表教育委員会図書館の項中

副館長

副館長

主幹

を

に改め、同

	四種
--	----

	四種
	五種

表教育委員会青少年交流センターの項を削り、同表警察警察本部の項中「刑事調査官」を「統括検視官」に改め、同表

警察警察署の項中「にかほ警察署」を「男鹿警察署、にかほ警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十八（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十八（宿日直手当）の一部を改正する規則

規則七十八（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「青少年交流センター又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

規則七十三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「、青少年交流センター」及び「又は埋蔵文化財センター」を削り、「館長」の下に「、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、主任学芸主事」を加え、同項第六号中「障害福祉課」の下に「、県民文化政策課」を加える。

第三条の二第一項第三号中「、青少年交流センター」及び「又は埋蔵文化財センター」を削り、「館長」の下に「、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、主任学芸主事」を加え、同項第四号中「地域活力創造課、県民文化政策課」を「総合政策課、地域活力創造課、スポーツ振興課」に改める。

第四条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 産業技術センター

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十四（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十四（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

規則七十四（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「総合食品研究センター、産業技術総合研究センター」を「産業技術センター、総合食品研究センター」に改める。

第十五条第二号中「又は警察学校」を削る。

第十八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条に次の一項を加える。

3 条例第二十四条第四項に規定する規則で定める額は、八百七十円とする。

第二十条第一項中「第七条第三項及び第十七条第三項」を「第三条第三項、第四条第三項、第七条第三項、第十七条第三項及び第二十四条第四項」に改める。

第二十一条第一号(四)(1)中「第二十三条第一項第十一号」を「第二十三条第一項第十号」に改め、同号(四)(2)中「第二十三条第一項第十二号」を「第二十三条第一項第十一号」に改め、同号(四)(3)中「第二十三条第一項第十三号」を「第二十三条第一項第十二号」に改め、同号(四)(4)中「第二十三条第一項第十五号」を「第二十三条第一項第十四号」に改め、同条第二号(八)中「第二十三条第一項第十二号」を「第二十三条第一項第十一号」に改め、同条第五号中「第十七号」を「第十六号」に改める。

別表警察職員手当の項中

海上警備作業	作業に従事した日一日につき	三百八十円
術科指導作業	作業に従事した日一日につき	二百三十円

を

海上警備作業	作業に従事した日一日につき	三百八十円
--------	---------------	-------

に、「刑事調査官」を

「統括検視官」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（特地公署）」に改め、同条中「別表第一に掲げる公署とし、条例第十三条の三第一項に規定する人事委員会が指定する公署（以下「準特地公署」という。）は、別表第二」を「別表」に改める。

第三条第一項中「に百分の二十五」を「に百分の八」に改め、
「六級地 百分の二十五
五級地 百分の二十
四級地 百分の十六
三級地 百分の十二」を削り、同条第四項第三

号中「第三号）」を「第三号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「当該数」を「勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、同項第四号中「第三号）」を「第三号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「当該数」を「勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

第四条第一項第一号中「準特地公署」を「人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」とい

う。）」に改め、同条第二項中「百分の六」を「百分の五」に改め、同項の表中

異動等の日から起算して四年に達するまでの間	特地公署
	準特地公署

六級地から三級地まで	百分の六
二級地又は一級地	百分の五
	百分の四

を

異動等の日から起算して四年に
の間

達するまで	特地公署	百分の五
	準特地公署	百分の四

に改め、同条第四項第三号中「第

三号）」を「第三号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「当該数」を「勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、同項第四号中「第三号）」を「第三号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「当該数」を「勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

第七条を次のように改める。

（報告）

第七条 任命権者は、特地公署又は準特地公署（以下この条において「特地公署等」という。）が移転する場合、特地公署等の名称が変更される場合その他人事委員会の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、任命権者は、人事委員会の定めるところにより、特地公署等の所在地における生活環境等の実情について人事委員会に報告するものとする。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（特地公署等の見直し）

第八条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、五年ごとに見直すのを例とする。

附則第二項の見出し中「条例附則第二項等」を「条例附則第二項」に、「職員」を「職員等」に改め、同項中「次項に定める者を除き、」及び「第一項、第二項及び第四項」を削り、「第四条第二項及び」を「第四条第二項、第三項及び」に改め、同項の表を次のように改める。

第三条第一項	受ける給料及び扶養手当の月額 の合計額	受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
第三条第二項	受けていた給料 及び扶養手当の 月額の合計額	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額から、同日に受けていた給料月額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
	受ける給料及び 扶養手当の月額 の合計額	受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
第三条第三項 第五号	間にある職員	間において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下「平成二十二年改正条例」という。）による改正後の条例附則第二項（平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員
	受けていた給料 及び	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額
	当該定める日に 受けていた」	当該定める日に受けていた扶養手当の月額の合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を減じた額）を減じた額」と、「現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」

第三系第四項 第二号	受けていた給料 及び	受けていた給料及び扶養手当の月額合計額
	勤務時間で除し て得た数	勤務時間で除して得た数（以下「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）
	同日に受けてい た」と、前項第 四号又は第五号 の規定により読 み替えて適用す る第二項中	同日に受けていた扶養手当の月額合計額から、同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第五号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
第三系第四項 第二号	並びに同日」	並びに同日」と、「受けていた扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の一を乗じて得た額（当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」
	同項（前項第一 号から第三号ま での規定により 読み替えて適用 する場合を含む。 ）	同項

給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額
給料の月額	受けていた給料の月額
勤務時間で除して得た数	勤務時間で除して得た数（以下この号において「現在における算出率」という。）
合計額の二分の一に相当する額と」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第二項中	合計額から、同日に受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額）を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第五号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
得た額並びに」	得た額並びに」と、「受けていた扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額）を減じた額」

第三條第四項 第三号	受けていた給料及び	受けていた給料及び扶養手当の月額合計額
	除して得た数で 除して得た額	除して得た数(以下「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。)で 除して得た額
	除して得た数を 乗じて得た額	除して得た数(以下「現在における算出率」という。)を乗じて得た額
	同日に受けていた」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第二項中	同日に受けていた扶養手当の月額合計額から、同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第五号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
	並びに同日」	並びに同日」と、「受けていた扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第五号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中

第三条第四項 第四号		出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」
	受けていた給料及び	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額
	除して得た数で 除して得た額	除して得た数(以下「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。)で 除して得た額
	除して得た数を 乗じて得た額	除して得た数(以下「現在における算出率」という。)を乗じて得た額
	同日に受けていた」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第二項中	同日に受けていた扶養手当の月額の合計額から、同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第五号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
	並びに同日」	並びに同日」と、「受けていた扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額の合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあ

		るのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額現在における算出率を乗じて得た額を減じた額）を減じた額」
第四条第二項	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額	受けていた給料及び扶養手当の月額合計額から、同日に受けていた給料月額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
	受ける給料及び扶養手当の月額の合計額	受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
第四条第三項 第三号	間にある職員	間において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下「平成二十二年改正条例」という。）による改正後の条例附則第二項（平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員
	受けていた給料及び	受けていた給料及び扶養手当の月額合計額
	移転の日に受けていた」	移転の日に受けていた扶養手当の月額合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」
第四条第四項 第一号	受けていた給料及び	受けていた給料及び扶養手当の月額合計額

第四条第四項 第二号	勤務時間で除して得た数	勤務時間で除して得た数（以下「異動の日等に係る算出率」という。）
	同日に受けていた」と、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中	同日に受けていた扶養手当の月額合計額から、同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第三号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
	並びに同日」	並びに同日」と、「受けていた扶養手当の月額合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の一を乗じて得た額（当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を減じた額）を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」
	第二項（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第二項
	勤務時間で除して得た数	勤務時間で除して得た数（以下この号において「現在における算出率」という。）
	合計額に、「	合計額から、同日に受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額

	と、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中	に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額）を減じた額に、」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第三号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
第四条第四項第三号	得た額並びに」	得た額並びに」と、「受けていた扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額の合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」
	受けていた給料及び	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額
	除して得た数で除して得た額	除して得た数（以下「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額
	除して得た数を乗じて得た額	除して得た数（以下「現在における算出率」という。）を乗じて得た額
	同日に受けていた」と、前項第二号又は第三号の規定により読	同日に受けていた扶養手当の月額の合計額から、同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗

第四条第四項 第四号	み替えて適用する第二項中	じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第三号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中
	並びに同日」	並びに同日」と、「受けていた扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額の合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額」
	受けていた給料及び	受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額
	除して得た数で除して得た額	除して得た数(以下「異動の日等に係る算出率」という。)で除して得た額
	除して得た数を乗じて得た額	除して得た数(以下「現在における算出率」という。)を乗じて得た額
	同日に受けていた」と、前項第二号又は第三号の規定により読	同日に受けていた扶養手当の月額の合計額から、同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗

み替えて適用する第二項中	じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額」と、附則第二項の規定により読み替えて適用する前項第三号に掲げる職員であるものに対する第二項の規定の適用については、同項の規定中 並びに同日」と、「受けていた扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受けていた扶養手当の月額の合計額から、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九を乗じて得た額が、同日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に達しない場合にあつては、当該定める日に係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から当該定める日における当該職員の属していた職務の級における最低の号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額を減じた額)を減じた額」と、「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額」
---------------------	--

附則第三項を削る。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 (第二条関係)

公 署 名	所 在 地	級別区分
農林水産技術センター内水面試験池	北秋田市阿仁中村字戸草沢六七	一級地
北秋田地域振興局建設部工務課早口ダム管理事務所	大館市早口字大割沢一	一級地
北秋田地域振興局建設部工務課篠形ダム管理事務所	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林	二級地
北秋田地域振興局建設部工務課森吉ダム管理事務所	北秋田市森吉字砂子沢下岱七〇	二級地

山本地域振興局建設部工務課素波里ダム管理事務所	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林	一級地
仙北地域振興局建設部工務課鑑畑ダム管理事務所	仙北市田沢湖田沢字中山四四の七	一級地
鹿角警察署十和田湖警察官駐在所	鹿角郡小坂町十和田湖字大川谷二三の六	二級地
北秋田警察署幸屋渡警察官駐在所	北秋田市阿仁幸屋渡字西野小綱一一の六	一級地
由利本荘警察署笹子警察官駐在所	由利本荘市島海町上笹子字下野四の二	一級地

備考 この表に掲げる公署のうち、農林水産技術センター内水面試験池については、冬期（毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）は、級別区分が二級地である公署として同表に掲げられているものとする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
（特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置）
- この規則による改正後の規則七十六（以下「改正後の規則」という。）第二条に定めるもののほか、雄勝地域振興局建設部工務課秋ノ宮道路管理センター及び湯沢警察署高瀬警察官駐在所は、平成二十五年三月三十一日までの間、特地公署とする。
- 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。）第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第三条及び附則第二項の規定にかかわらず、特地勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第三条第二項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。）の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。））にあつては、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下「減額基礎額」という。））を減じた額の二分の一に相当する額）を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。
- 第二項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の条例第十三条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項又は附則第二項の規定にかかわらず、準ずる手当経過措置基礎額に百分の五（施行日前に条例第十三条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日（その職員が改正後の規則第五条第四項第一号に規定する職員である場合にあつては、同号に規定する日。以下この項及び第九項において「異動の日」という。）から起算して四年に達した場合における施行日から異動の日から起算して五年に達する日までの間及び施行日から平成二十五年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して五年に達する日までの間については百分の四、施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十五年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第四項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

(級別区分が下位となった特地公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置)

- 7 施行日における級別区分が二級地に該当することとなった公署のうち、施行日の前日における級別区分が四級地又は三級地とされていた公署に勤務する職員の条例第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第三条及び附則第二項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、改正後の規則第三条又は附則第二項の規定による特地勤務手当の月額に、第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 8 施行日における級別区分が一級地に該当することとなった公署のうち、施行日の前日における級別区分が四級地とされていた公署に勤務する職員の条例第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第三条及び附則第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、改正後の規則第三条又は附則第二項の規定による特地勤務手当の月額に、第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の七十五を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあつては百分の二十五を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 9 施行日における特地公署のうち、施行日の前日における級別区分が四級地又は三級地とされていた公署に在勤する職員の条例第十三条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項又は附則第二項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合(級別区分が二級地である公署が一級地に該当することとなった場合及び一級地である公署が二級地に該当することとなった場合を除く。))又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項又は附則第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、第五項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十五年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零)を乗じて得た額に施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

人事委員会規則八十八(職員の育児休業等)をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則八十八(職員の育児休業等)

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。)第二条第四号、第二条の二第三号、第七条第一項、第八条、第十二条及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)

第二条 条例第二条第四号(一)③の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。

(子の一歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第三条 条例第二条の二第三号(二)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 非常勤職員が養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として前号の子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定の者が次のいずれかに該当する場合
 - (一) 死亡した場合
 - (二) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難となった場合
 - (三) 当該子と別居することとなった場合
 - (四) 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間）

第四条 条例第七条第一項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- 一 育児休業をしていた期間
- 二 規則七一九（期末手当及び勤勉手当）第二条第三号、第四号、第八号及び第九号に掲げる職員、臨時的に任用される職員並びに非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）として在職した期間
- 三 休職にされていた期間（規則七一九（期末手当及び勤勉手当）第五条第二項第四号イ及びロに掲げる期間を除く。）

（条例第八条の規定による育児休業をした職員の職務復帰後における昇給の調整）

第五条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、当該職員の育児休業をした期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（規則七二〇（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十二条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務に係る条例第十二条第一号の規則で定める時間等）

第六条 条例第十二条第一号の規則で定める時間は、二時間とする。

- 2 条例第十二条第二号の規則で定める日数は十二日とし、同号の規則で定める時間は十六時間とする。

（部分休業に係る勤務日の日数及び勤務時間を考慮して定める非常勤職員）

第七条 条例第二十四条第二号(二)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるもの（一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限る。）とする。**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
（規則七二〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正）
- 2 規則七二〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。
第四十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。
（規則七一九（期末手当及び勤勉手当）の一部改正）
- 3 規則七一九（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。
第六条の五を削る。

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一北秋田市上小阿仁村病院組合の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則

規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 秋田県産業技術センター副所長

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人 事 外 則 令 細 則

人事委員会細則七十六二一一（特地勤務手当等の実施細則）をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県人事委員会事務局長 松 橋 彰 雄

人事委員会細則七十六二一一（特地勤務手当等の実施細則）

細則七十六二一一（特地勤務手当等の実施細則）の全部を改正する。

（特地公署の級別等の決定基準）

第一条 特地公署の級別区分は、次の表の上欄に掲げる所要時間（公署から最寄りの人口集中地区等（最近の国勢調査の結果による人口集中地区又は準人口集中地区をいう。以下同じ。）の外縁に到達するまでに要する時間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める級別区分とするものとする。

所 要 時 間	級 別 区 分
九十分以上	二級地
六十分以上九十分未満	一級地

2 準特地公署は、所要時間が四十分以上六十分未満である公署のうち当該公署の職員が当該公署に勤務する職員の居住の用に供するために設けられた住居に居住する必要があるもの、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路を利用することが困難なものその他の特別の事情があるものとする。

（所要時間の算定）

第二条 所要時間の算定は、公署と最寄りの人口集中地区等の外縁との間の道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）について、当該道路の路線ごとの距離を次の表の上欄に掲げる道路種別の区分に応じ、同表の下欄に定める平均旅行速度で除して得た数に六十を乗じて得た数（その数に整数未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）に相当する時間（同表の道路種別に定めのない道路があるときは、現に当該道路の通行に要する時間を考慮して事務局長が認めた時間）を算出し、これらを合算して行う。

道 路 種 別	平 均 旅 行 速 度
一般国道	三十九・九キロメートル毎時
県道又は市町村道	三十七・七キロメートル毎時

2 前項に規定する公署と最寄りの人口集中地区等の間の道路に係る距離は、自動車その他の交通の用具で事務局長が認めるものにより、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

3 毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る所要時間は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された所要時間に一・二を乗じて得た数に相当する時間とする。

（生活環境等の実情の報告等）

第三条 規則七十六二（特地勤務手当等）第七条の規定による任命権者の報告は、事務局長が別に定める様式により行

うものとする。

- 2 任命権者は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなる公署の所在地における生活環境等の実情について、前項の様式により人事委員会に報告するものとする。

(事務局長の措置)

第四条 事務局長は、前条の規定による報告を受けたときその他必要と認めるときは、必要な調査を行い、当該報告に係る公署について所要時間を算定する。

附 則

- 1 この細則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 平成二十八年三月三十一日までの間、第一条の規定にかかわらず、業務の実情、職員の居住の状況その他の特別な事情を考慮して、公署から最寄りの人口集中地区等以外の人口集中地区等までの間の所要時間に応じて級別区分を決定することが適当であると事務局長が認めた当該公署の級別区分は、当該公署から当該人口集中地区等までの間の所要時間に応じて決定する。

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田市山王七丁目 5 番 29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目 5 番 29号